

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう

国に働きかける意見書の提出を求める請願書

請願の趣旨

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体の伴うアスベストの飛散は発生しており、労働者や住民に被害が広がり続ける大きな公害問題です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。その理由は、アスベストを奇跡の鉱物としてメリットだけを喧伝してひろめ、輸入されたアスベストの約8割を建設資材として建設現場で使用したからです。また、国が建築基準法などで不燃化・耐火工法として、アスベストの使用をすすめたことにも大きな原因があります。

とくに建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

アスベストは、髪の毛の5千分の1の細さで、繊維状にほぐして使用され、建設現場の従事者が現場で吹き付け・切断・加工するときに吸い込み、肺に蓄積され、やがて肺ガンなどを発症させる恐ろしい物質です。アスベストを原因とする疾患に苦しむ患者は自ら何の落ち度もないのに、絶望的な痛みと苦しみの中で命を落とし、残された家族の悲しみは底なしの深さと言えます。

東日本大震災の復興事業や国土強靱化計画、オリンピック開催を進めるうえで発生する建築物の解体では、かつてない規模のアスベスト除去工事が行われます。

貴議会に、『建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を求める国に働きかける意見書』の提出を請願します。